# 商品概要説明書

## 退職者向け定期貯金「ゆとりックス」

令和7年4月1日 現在

		→ 〒和7年4月1日 現住
1. 商品名 (愛 称)	自動継続型スーパー定期貯金(単利型) 退職者向け定期貯金 「ゆとりックスS」	自動継続型大口定期貯金 退職者向け定期貯金 「ゆとりックスL」
2. 販売対象	個人	
3. 期 間	定型方式1年	
4. 取扱期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	
5. 預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	一括預入 100万円以上、受取退職金額までか 1,000万円未満のいずれか低い金額 1円単位	一括預入 1,000万円以上、受取退職金額までの 金額 1円単位
(4)預入条件	満50歳以上で退職金の受け取り後、1年以内の方が当JAに新規に預け入れる資金 ※既にお預け入れいただいている定期貯金を本商品に切り替えることはできません。	
6. 確認書類	○退職所得を証明する書類 (源泉徴収票・退職金受取口座の写し等) で確認させていただきます。	
7. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。	
8. 利 息 (1)適用金利 (2)貸越利率 (3)利払頻度 (4)計算方法	<ul> <li>○当組合の組合員・組合員と同居の家族の方は、店頭表示金利に0.30%(年利率)上乗せの金利を満期日まで適用します。</li> <li>○上記以外の方は、店頭表示金利に0.25%(年利率)上乗せの金利を満期日まで適用します。</li> <li>○自動継続時の金利は、継続日の店頭表示利率を適用します。</li> <li>○取扱期間中、金融情勢により適用金利の見直しをさせていただく場合がございます。</li> <li>○貸越利率は、担保定期貯金の約定利率に0.50%(年利率)を上乗せした利率です。</li> <li>○満期日以後に一括して支払います。</li> <li>○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。</li> </ul>	
(5)税 金 (6)金利情報の 入手方法	○20% (国税15%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までは、20.315% (国税15.315%、地方税5%) となります。 ○金利は店頭に表示しています。	
9. 手数料		
10. 付加できる 特約事項	<ul> <li>○預入時に、元金継続又は元利金継続を選択いただきます。</li> <li>○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。</li> <li>○通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。</li> </ul>	○預入時に、元金継続又は元利金継続を選択いただきます。 ○通帳レスロ座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レスロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。

### 11. 中途解約時 の取扱い

- 〇満期日前に解約する場合は、以下の中 途解約利率 (小数点第4位以下切捨 て)により計算した利息とともに払い 戻します。
  - (1) 6か月未満 解約日における普通貯金利率
  - (2) 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- 〇満期日前に解約する場合は、以下の中 途解約利率(小数点第4位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻し ます。
  - (1) 預入日の1か月後の応当日の前日ま でに解約する場合は、次のA、Bおよ びC(Cの算式により計算した利率が 0%を下回るときは0%とします。) のうち、最も低い利率とします。
- A. 解約日における普通貯金の利率
- B. 約定利率-約定利率×30%
- C. 約定利率-

(基準利率一約定利率) × (約定日数一預入日数) 預入日数

> なお、基準利率とは、解約日にこの 貯金の元金を証書または通帳記載 の満期日まで新たに預入するとし た場合、その預入の際に適用される 利率を基準として算出した当JA 所定の利率とします。

- (2) 預入日の1か月後の応当日以後に解 約する場合は、次のAおよびBの算 式により計算した利率(Bの算式に より計算した利率が0%を下回る ときは0%とします。) のうち、い ずれか低い利率とします。
- A. 約定利率-約定利率×30%
- B. 約定利率-

(基準利率-約定利率) × (約定日数-預入日数) 預入日数

#### 12. 貯金保険制度 | 〇保護対象 (公的制度)

当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第5 1条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、 要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。) と合わせ、元本 1、000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

### および紛争解 決措置の内容

13. 苦情処理措置 │○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきまし ては、当JA支店または金融共済推進部 推進企画課(電話:05 3-476-3121) にお申し出ください。当JAでは規則の制 定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努 め、苦情等の解決を図ります。

> また J A バンク相談所 (電話:03-6837-1359) でも 苦情等を受け付けております。

○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関 を利用できます。上記 J A 金融共済推進部 推進企画課または J A バンク相談所にお申し出ください。

> 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通 じてのご利用となります。上記「Aバンク相談所にお申し出くだ さい。)